

第七十七回国会 参議院 建設委員会 會議録 第二号

昭和五十一年三月二日(火曜日)

午前十時四十六分開会

事務局側

常任委員会専門員 村田 育二君

委員の異動

一月二十二日

一月二十三日

一月二十三日

出席者は左のとおり。

理事

委員

政府委員

補欠選任

吉田忠三郎君

補欠選任

山内 一郎君

補欠選任

山内 一郎君

補欠選任

山内 一郎君

補欠選任

山内 一郎君

補欠選任

山内 一郎君

補欠選任

山内 一郎君

補欠選任

山内 一郎君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○建設事業並びに建設諸計画に関する調査(派遣委員の報告)

○委員長(中村波男君) たいだいまから建設委員会を開会いたします。

議事に先立ち一言申し上げます。

去る一月十五日、建設大臣であられました飯谷忠男君が急逝されました。謹んで御報告申し上げます。

この際、故飯谷建設大臣の霊に對し、ここに謹んで哀悼の意を表し、黙禱をささげたいと存じます。

全員御起立を願います。黙禱始め。

〔総員起立、黙禱〕

○委員長(中村波男君) ありがとうございます。

御着席を願います。

○委員長(中村波男君) まず、委員の異動について御報告いたします。

去る一月二十二日、小野明君が委員を辞任され、その補欠として吉田忠三郎君が、また、一月二十三日、上田稔君及び田代富士男君が委員を辞任され、その補欠として山内 一郎君及び矢原秀男君がそれぞれ選任されました。

○委員長(中村波男君) この際、上田稔君の委員異動に伴い理事に欠員が生じたので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中村波男君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に坂野重信君を指名いたします。

○委員長(中村波男君) 建設事業並びに建設諸計画に関する調査を議題とし、まず、先般当委員会が行いました建設事業の実情調査につきまして、第一班、第二班、第三班の順序で派遣委員から報告を聴取いたします。第一班増田盛君。

○増田盛君 第一班の報告を行います。

去る一月十一日から十四日までの四日間、中村建設委員長、中村慎二委員と私の三名は、鹿児島県における建設事業、特に鹿児島市付近の道路整備、鴨池海浜ニュータウンの建設並びに奄美群島の徳之島、奄美大島本島北部地域の振興開発計画に係る事業について調査を行いました。

まず、鹿児島空港に到着し、県当局等から県下の建設事業に対する要望事項を踏まえながら説明を聴取いたしました。ここでは視察事項を中心にして報告を取りまとめたいといたします。

第一は、鹿児島市付近の道路整備のうち九州縦貫自動車道の建設状況についてであります。

お手元に略図が配られておりますけれども、この高速道路は、昭和四十三年三月の第二次、四十六年六月の第五次の施行命令により、加治木―鹿児島西間、えびの―加治木間の計七十一キロメートルにわたって日本道路公団により建設することになったものであります。このうち、二次区間の加治木―薩摩吉田間十七・三キロメートルは昭和四十八年十二月にいち早く開通され、初めて南九州、特に鹿児島県に高速道路化をもたらしたのであります。

鹿児島市街地に近い薩摩吉田―鹿児島西間のうち、薩摩吉田―鹿児島西間六・九キロメートルは五十二年度の開通を目標に工事中であり、鹿児島―

鹿児島西間についても順次工事発注の子定ということではありますが、この区間の完成は、鹿児島市のみならず、現在道路公社で施行中の指宿スカイラインと連結することとなり、薩摩半島の産業観光開発に大きな役割りを果たすものと期待が寄せられております。

また、五次区間のうち、溝辺―加治木間約七・八キロメートルは昭和五十一年度の開通を目標に工事中であり、この区間の開通により空港と鹿児島市を直結することになりますので早期完成が要望されるのであります。なお、えびの―溝辺間のうち、空港に近接する栗野―溝辺間の横川地区にインターチェンジの新設を地元から強く要請されております。同地域の発展性と高速道路の地域的な使命から当然と考えられるのであります。

第二に、鴨池海浜ニュータウンの建設についてであります。

鴨池海浜ニュータウンの建設は錦江湾に面する旧鹿児島空港の跡地を利用するもので、四十七年に県が国から買い上げ、不整形だった地域に海面を埋め立てて造成を図り、総面積約七十六・二ヘクタールの土地に日本住宅公団、県住宅供給公社等のほか一部民間を含み中高層を中心とする二千四百戸の住宅を建設するほか、生活利便の観点から病院、診療所、店舗などの利便施設、県民福祉センター、地方事務局等の公共公益施設、道路、公園、緑地、広場など生活環境の整備のほか、臨海部には鴨池港を建設し、大隅地域と結ぶ湾内フェリー基地を設けるなど魅力ある新都市の市街地の建設を目指すものと言えます。現在は公共施設、生活環境施設の建設もほとんど終了し、日本住宅公団等で住宅の建設が一部に行われております。

第三に、奄美群島の徳之島及び奄美大島本島の

国土庁地方振興局長 近藤 隆之君

建設大臣官房長 高橋 弘篤君

北部地域における振興開発諸事業についてであります。

奄美群島は、鹿児島から沖縄へと続く三百七十五キロメートルないし五百六十キロメートルの洋上に奄美大島、喜界島、徳之島、沖永良部島及び与論島の五島から成り、島の総面積は一千二百三十七平方キロメートルで、総面積の約八分の一を占め、県下第四位の人口を有する名瀬市（現在人口四万五千人）のほか九町四村の地方自治体で構成されております。

昭和二十八年十二月二十五日、奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定、条約第三十三号によりまして、戦後、苦節八年のアメリカ軍政下から解放され、本土に復帰したのであります。翌二十九年六月、奄美群島復興特別措置法の制定、三十九年三月に奄美群島復興特別措置法と改正され、相次ぐ復興、振興計画により、二十年間において国費ベースで三百三十二億円、事業費ベースで六百四十八億円に上る産業振興、社会、産業の基盤整備などに対する事業が実施されて、一応その成果には見るべきものがあります。なお、群島住民の置かれた位置、生活水準は、わが国の社会経済の発展の中で著しい格差が生じ、現在では県平均に対して八一・一％、国平均に対して五六・三％という低位にあります。

奄美群島は他の一般の離島と異なり、沖縄とともに広大な海域にまたがる亜熱帯地域としての特性を生かした振興開発を一層推進することによって住民の生活の安定と国民福祉の向上に寄与するとし、四十九年三月、従来の振興特別措置法にかえて新たに奄美群島振興開発特別措置法が制定され、四十九年度を初年度とする五カ年間の振興開発計画を策定し、現在実施されているところであります。

この振興開発計画は、奄美群島が外海離島であり、しかも台風常襲地帯という地理的自然的悪条件からくる後進性をまず克服しながら、地域の特性を生かした産業の振興と、自然を基調とする海洋性レクリエーション地帯の形成を図ることが振興開発の基本方向であるとしております。

そのためには、まず第一に、明るく住みよい地域社会の実現に向かって交通体系の整備、生活環境の整備、国土の保全及び社会福祉の拡充を図ること。第二に、亜熱帯という自然特性を生かした農林漁業、特産の大島つむぎ等地場産業の振興を図ること。第三に、亜熱帯性、海洋性を基調としたレクリエーション地域の形成を促進すること。などが挙げられております。徳之島での大島支庁当局等の説明でも、本土―奄美―沖縄を結ぶ短絡化、本土―奄美及び各島相互間のため、空港、港湾の基幹交通体系の整備の推進と島内の道路網の整備が最も要請されたところであります。

このような観点から振興開発事業費を見ますと、国費ベースで四十九年度は五十七億二千四百余万円、五十年年度は六十六億三千六百余万円であり、五十一年度は九十一億二千八百余万円、対前年度比で三八％の増が見込まれておりますが、以下、視察事業を中心に申し述べます。

第一に、空港、港湾及び道路の交通体系の整備についてであります。空港施設は、現在与論島を除く四島にそれぞれYS11型機が就航できる第三種空港を持ち、本土との交通に備えておりますが、与論空港は本年五月に開港の予定で建設中というところであります。ちなみに五十年四月における一日平均の就航発着回数を見ますと、奄美で二十六便、徳之島で十便を数え、また四十九年度における乗降客数は、奄美三十三万六千余人、徳之島、約十二万人であり、対前年度比で三％、二四％の著しい伸びを示しております。

特に、近年の観光レクリエーション需要の増大に伴い、群島内においても航空交通の近代化に対応する空港施設の役割りはきわめて大きいものとなっておりますが、徳之島空港では現在の滑走路千二百メートルを二千メートルに拡充整備し、航空ジェット化計画に備えて用地の造成が進行中であります。五十一年度からの第三次五カ年計画に事業費二十八億四千六百万円を予定し、五十一年

度要望額として二億六千四百余万円を期待しているところであります。奄美空港については五十一年度事業は直轄事業とする等、拡充整備に対する計画が持たれているようであり、ともかく、地元民の協力が先行すべきであることは申すまでもありません。

港湾整備につきましては、外洋離島という自然的地理的条件により、特に定期船の寄港港湾の整備が要請されるところであります。奄美群島には名瀬の重要港湾を初め、徳之島の亀徳港、平土野港など三十四の地方港湾がありますが、いずれも従来の港湾施設では近年の海上貨客輸送量の増大に伴う船舶の大型化と高速化に対処することが困難となり、このため名瀬港は四十七年から一万吨級船舶に備えて、岸壁、防波堤の拡張整備工事が実行されており、また亀徳港は三千トン級を五トン級に、平土野港は二千トン級の船舶就航に対処するため、岸壁、防波堤の施設、しゅんせつによる拡充工事が実施されております。また、鹿浦港の整備も要請されております。さらに五十一年度から始まる第五次港湾整備五カ年計画に基づく施設拡張に大きく期待を寄せているところであります。ともあれ、本土と同群島との交通手段は海上の交通であります。海上交通はまさに本土では国道に相当し、これら離島の産業振興、民生の安定上欠くべからざる重要性を持ってあります。離島にとつて港湾は生命であり、一層の早急な整備が望まれるのであります。

また、道路整備については、その改良率及び舗装率とも一般国道五十八号線は九三・二％、六四・二％、一般県道は五四・四％、五六・〇％、市町村道では一九・八％、九・八％という整備率で、数字の上では県本土の水準にありますが、その幅員は狭く、また線形は悪く、その他規模などから見て県本土の整備率と比較することは困難であり、排水施設等についても著しいおくれが見られるのであります。このことは、復帰時期には集落と集落を早く連結することに重点が置かれ、幅員、線形等については在来線を踏襲し、道路の延長に重点が置かれたためと言われております。

徳之島の循環道路について未改良、未舗装があり、今後待たねばならないとしても、交通量の増加とともに生活道路として早急な整備が必要であります。また、国道五十八号線の名瀬町と竜郷町の境界である本末峠の二次改築によるトンネル化の事業化が要請されるところであります。さらに群島内道路の道路構造令に基づく道路規模への脱皮が望まれております。

第二に、産業の振興と基盤整備についてであります。群島内の産業別就業構成割合を四十五年の国勢調査資料で見ますと、第一次産業は約三五％、そのうち農業は三三％、第二次産業は約三六％、第三次産業は約三〇％という構成比で、農業のウエートが高い位置を示しております。中でもサトウキビは重要な農作物であり、全作付面積の約六五％を占め、四十八年の生産額は約五十四億円と、農業畜産生産額の約五〇％を占めており、時に徳之島では最も盛んで、その島内三町で群島生産額の約四九％を占めているのであります。このため天城町兼久地区では、水田六十九・五ヘクタールを四十八年から五十一年までの四カ年計画でサトウキビ畑へと水田転換特別対策事業が実施されております。米の生産所得額より上位にあるサトウキビは、あくまでも徳之島などでは基幹作物としての認識が深く、収穫の集団機械化、生産組織の整備、企業の合理化等、生産者、企業者一体の産業振興が進められていると言われますが、特に今年度は買入れ価格の決定に手間取り、約一カ月おくれで収穫作業に入ったというところであります。その他、畜産についても推進されており、徳之島での闘牛は観光の一つともなっていると云われます。

なお、沖永良部等ではたばこの栽培、ユリの栽培などその島特有の産業振興の方向が見られつつあると言われますが、徳之島、大島本島だけに生息するハブの存在は農業振興を阻むものだと云われています。

また、道路整備については、その改良率及び舗装率とも一般国道五十八号線は九三・二％、六四・二％、一般県道は五四・四％、五六・〇％、市町村道では一九・八％、九・八％という整備率で、数字の上では県本土の水準にありますが、その幅員は狭く、また線形は悪く、その他規模などから見て県本土の整備率と比較することは困難であり、排水施設等についても著しいおくれが見られるのであります。このことは、復帰時期には集落と集落を早く連結することに重点が置かれ、幅員、線形等については在来線を踏襲し、道路の延長に重点が置かれたためと言われております。

徳之島の循環道路について未改良、未舗装があり、今後待たねばならないとしても、交通量の増加とともに生活道路として早急な整備が必要であります。また、国道五十八号線の名瀬町と竜郷町の境界である本末峠の二次改築によるトンネル化の事業化が要請されるところであります。さらに群島内道路の道路構造令に基づく道路規模への脱皮が望まれております。

また、道路整備については、その改良率及び舗装率とも一般国道五十八号線は九三・二％、六四・二％、一般県道は五四・四％、五六・〇％、市町村道では一九・八％、九・八％という整備率で、数字の上では県本土の水準にありますが、その幅員は狭く、また線形は悪く、その他規模などから見て県本土の整備率と比較することは困難であり、排水施設等についても著しいおくれが見られるのであります。このことは、復帰時期には集落と集落を早く連結することに重点が置かれ、幅員、線形等については在来線を踏襲し、道路の延長に重点が置かれたためと言われております。

徳之島の循環道路について未改良、未舗装があり、今後待たねばならないとしても、交通量の増加とともに生活道路として早急な整備が必要であります。また、国道五十八号線の名瀬町と竜郷町の境界である本末峠の二次改築によるトンネル化の事業化が要請されるところであります。さらに群島内道路の道路構造令に基づく道路規模への脱皮が望まれております。

群島内の産業別就業構成割合を四十五年の国勢調査資料で見ますと、第一次産業は約三五％、そのうち農業は三三％、第二次産業は約三六％、第三次産業は約三〇％という構成比で、農業のウエートが高い位置を示しております。中でもサトウキビは重要な農作物であり、全作付面積の約六五％を占め、四十八年の生産額は約五十四億円と、農業畜産生産額の約五〇％を占めており、時に徳之島では最も盛んで、その島内三町で群島生産額の約四九％を占めているのであります。このため天城町兼久地区では、水田六十九・五ヘクタールを四十八年から五十一年までの四カ年計画でサトウキビ畑へと水田転換特別対策事業が実施されております。米の生産所得額より上位にあるサトウキビは、あくまでも徳之島などでは基幹作物としての認識が深く、収穫の集団機械化、生産組織の整備、企業の合理化等、生産者、企業者一体の産業振興が進められていると言われますが、特に今年度は買入れ価格の決定に手間取り、約一カ月おくれで収穫作業に入ったというところであります。その他、畜産についても推進されており、徳之島での闘牛は観光の一つともなっていると云われます。

なお、沖永良部等ではたばこの栽培、ユリの栽培などその島特有の産業振興の方向が見られつつあると言われますが、徳之島、大島本島だけに生息するハブの存在は農業振興を阻むものだと云われています。

また、道路整備については、その改良率及び舗装率とも一般国道五十八号線は九三・二％、六四・二％、一般県道は五四・四％、五六・〇％、市町村道では一九・八％、九・八％という整備率で、数字の上では県本土の水準にありますが、その幅員は狭く、また線形は悪く、その他規模などから見て県本土の整備率と比較することは困難であり、排水施設等についても著しいおくれが見られるのであります。このことは、復帰時期には集落と集落を早く連結することに重点が置かれ、幅員、線形等については在来線を踏襲し、道路の延長に重点が置かれたためと言われております。

徳之島の循環道路について未改良、未舗装があり、今後待たねばならないとしても、交通量の増加とともに生活道路として早急な整備が必要であります。また、国道五十八号線の名瀬町と竜郷町の境界である本末峠の二次改築によるトンネル化の事業化が要請されるところであります。さらに群島内道路の道路構造令に基づく道路規模への脱皮が望まれております。

漁業については、せっかく豊富な漁場を近海に控えながら漁港施設や避難港が完備されていないため水産不振の原因となつていられると云われています。このため徳之島では、山、松原等の漁港施設の拡充整備が行われていますが、なお一層の促進が望まれるところであります。また、水産資源を貯蔵する冷蔵施設の整備と相まって流通近代化への要望もされております。

さらに、名瀬市では、大川沿岸の田畑二百五ヘクタールを対象に、畑地灌漑と市の上水道用水を確保する目的で、県営畑地帯総合土地改良事業が進行中であります。本事業の対象地区である大川地区は名瀬市の耕作面積の四〇％に当たるまゝであった地区で、しかも、従来から根本的な用水対策が渴望されていたなどにより、大川水系の名瀬市朝戸に高さ三十五・二メートルのダムを建設し、豊富な降水量を貯水し、灌漑施設と関連して圃場整備を行うとともに水道用水の利用増に対処するもので、農業、水道の共同事業として実施しているものであります。

第三に、災害復旧事業についてであります。昨年の七月及び十月の豪雨は、道路、河川、砂防等に大きな損害を与え、徳島の市街地では徳川の洪水のはらんによりその大半が家屋浸水を見たと云われます。

県全体の公共土木施設災害復旧事業は、個所件数で三千六百八十八件、事業費で約九十九億円、そのうち大島支庁管内は、市町村工事費を合わせ千五百十二件、約四十三億二千円、四三・六％が群島内の被害復旧事業というものであります。このため本年度の復旧事業費は支庁管内で三百六十三カ所、金額で約十四億三千万円の事業費が決定され、三三・二％の進捗率を占めることになり、四十九年災害の復旧事業も、かつ農繁期とも重なって事業の進行は余り芳しくないように見受けられます。特に伊仙町の一部地区では被災現況そのままの状態で放置されている危険な地区も見られます。再度災害を防止するためには早急な復旧事業の実施が望まれるところであります。

第十二部 建設委員会会議録第二号 昭和五十一年三月二日【参議院】

ります。その他、当面深刻な問題となつて大島つむぎの地場産業の振興対策等、同群島には解決を要する幾多の問題が残されていると考えられます。本土より三百八十キロメートル以上の洋上に点在する自然的地理的悪条件を克服して群島の振興開発を図るためには、島特有の産業振興を図り、その上の財源の確保、さらには群島振興開発基金の拡充強化等、将来に向かって特段の配慮が必要と思われまゝ。

最後に、県当局等からの要望事項を本日の会議録の末尾に掲載することを委員長にお願いいたしまして報告を終わります。

○委員(中村波男君) それでは、第二班沢田政治君。

○沢田政治君 第二班は、坂野委員、春日委員と私が参加して、一月十二日から十五日までの四日間に行つたり、香川、高知、徳島の三県下における建設事業の実情を調査してまいりました。以下、その主な事項について概略報告申し上げます。

第一は、道路関係であります。三県の道路事情はかなり改善されております。各県に比べて香川が四〇％を超えているのに対し、徳島、高知両県はいずれも三〇％台で全国平均をかなり下回つてゐる実情であります。山間部に小集落が散在するといふ四国地方の特殊事情を考慮して、過疎地帯の道路整備がなお一層促進されることを期待いたします。

築工事が困難であり、特にバイパス道路の建設を急ぐ必要が有ります。現在、円座バイパス、綾南バイパス、満濃バイパス等の各事業が調査中または工事中であります。これらの事業の促進を図る必要が有ります。さらに三十二号線は、四十七年に土佐山田市の繁華地区で大規模な地すべりがあり、多数の犠牲者を出して、山間部の各所で防災工事が実施されておりましたが、現在、池田町から南国市に至る区間を異常気象による通行規制区間に指定し、交通の安全確保に万全を期していることとありますが、なお一層の防災対策の促進を図る必要が有ります。

次に、国道五十五号線は高知市から室戸を經由し徳島に至る路線であります。すでに四十七年に全区間の第一次改築が終わり、目下第二次改築を実施中とのこととあります。まず高知市から南国市を經由し野市町に至る区間は南国バイパスが昨年より供用中であり、暫定二車区間が多く、四車区間の延長が望まれておりました。徳島県に入り、阿南市から小松島市を経て徳島市に至る区間について阿南バイパスが計画され調査中であり、また徳島南バイパスの建設が四十五年から進められており、小松島市内の一部が暫定二車区間で供用中であり、小松島南バイパス工事は小松島市内の田野、芝生両地区の排水対策で行き詰まり状況にあり、排水対策の解決による早期完成が強く要望されておりました。なお一層の努力を期待いたします。

次に、四国における高速道路としては、四国縦貫自動車道と四国横断自動車道の二路線が予定されております。縦貫自動車道については、徳島―脇間と川之江―土居間に、そして横断自動車道については、善通寺―川之江間と大豊―南国間についてそれぞれ施行命令が出されており、建設を担当する日本道路公団の現地事務所が設置され、各種の調査や地元との協議を進められておることとあります。この高速道路の建設については各県からその促進方について要望が有りましたが、特に横断道の大豊―南国間については早

期に着工し、しばしば交通途絶となる三十二号のバイパス的役割りを果たす必要があるのではないかと考えます。しかし、路線の発表が間近に善通寺地区については、国道三百十九号線バイパス計画とも絡んで、市街地を分断し、優良農地を大量に喪失せざるの理由で地元に対する意向が強いとのこととあります。地域住民の十分な納得が得られるよう慎重に対処すべきであると考えます。

次に、本州四国連絡橋関係につきましては、児島―坂出、鳴門―明石の各ルートに海上から視察し、本州四国連絡橋公団の現地関係者から、これまでの準備作業の進みぐあい、橋の構造、工法、工事の見通し等について説明を受けました。ことに、香川、徳島両県から受け入れ体制について事情を聴取してまいりました。

児島―坂出ルートについては、香川県から、架橋問題が本県に与える社会経済上の影響について事前に十分な調査を行い、架橋が県民の福祉につながるよう慎重に対処していきたい旨、また、通過予定の島々の総合的な振興対策を架橋にあわせて実施していきたい旨の発言が有りました。鳴門―明石ルートについては、大鳴門橋の建設計画が目下自然環境保全審議会の本四連絡橋問題小委員会が審議されており、その結論を待っていると

のこととあります。観潮で有名な鳴門公園の景観が破壊されないよう十分な事前の調査を慎重に進めることが肝要であると考えます。なお、徳島県では、用地の先行取得、作業基地の確保、漁業補償の解決、公団債の引き受けの四点に重点を置いて受け入れ作業を進めているとのこととあります。

第二は、吉野川総合開発事業についてであります。流域面積が四国全体の二割を占め、四国四県にまたがり、豊富な流量を誇る吉野川の総合開発は、古く戦前から調査が実施されてきましたが、昭和三十六年の水資源開発促進法の制定とともに計画実施の機が熟し、四県協調のもとに実現する

整備の名古屋―蟹江間を含めて延長五十三キロ、建設費は八百五億円とのことであります。現在の交通量は平日で平均六千台程度とのことで、当面は蟹江インターに通ずる取りつけ道路の整備が急がれておりますが、根本的には名古屋―蟹江間の早期完成、名古屋都市高速の早期建設により、東名、中央、名神との直結を実現することが緊要であると痛感されました。

名古屋から伊勢に至る伊勢線は三重県北部までが名古屋大阪線と重複しておりますが、関町より分岐して久居に至る二十一キロの間は昭和四十六年に整備計画が決定、五十三年の三重国体を目途に工事が進められ、完成されたものであります。市街地を大きく避けたルートの選定は、田園色豊かな高速道路の出現となつたばかりか、工事の過程では地元協力を得る要因となり、また事業費の軽減にも役立ったとのことであります。この区間の開通は単に国道二十三号の交通緩和のみにとどまらず、中勢地区と中京、近畿を結ぶ幹線道路の役割も大きく期待されておられ、今後、久居―伊勢間の早期建設と芸濃インターの設置等が強く要望されておりました。

海南より松原に至る和歌山線のうち海南―泉南間二十八キロは昭和四十三年に整備計画が決定、四十九年より供用が開始されました。事業費四百二十九億円を投じたこの区間は、和歌山市東部の丘陵地帯を通過して紀ノ川を渡り、それからは山岳急峻部と険しい谷間を通過するため、長大橋、国鉄との立体交差、高切高盛土の区間が連続し、難工事の跡がうかがわれました。この区間の交通量は平日で五、六千台程度とのことで、幹線としての機能が果たされてない状況でありました。和歌山県と阪神との円滑な交流を実現するため、名古屋大阪線に接続する泉南―松原間の建設促進が強く要望されておりました。また、海南市以南につきましては一般有料海南湯浅道路の計画がありますが、白浜、串本、那智勝浦の産業、観光開発をさらに進めるため、紀伊半島を一周する国土開発幹線自動車道の予定道路を決定してほし

いとの要望もありません。

第二は、国道整備についてであります。一般国道二十三号は四日市から伊勢に至る延長六十八キロの道路であり、伊勢湾沿岸と中京圏を結ぶ幹線の役割を果たすとともに、国立公園伊勢志摩に向かう観光ルートとしても利用されている道路であります。本道路は一次改築が完了したとはいえ、津市内の一部を除いてはほとんど二車線道路であり、交通量の増大と車両の大型化に伴って交通渋滞が頻発しているとのことであります。

二次改築は昭和四十四年より本格化し、鈴鹿バイパス、南勢バイパス、その他津市の周辺等で現道拡幅の工事が進められてきましたが、バイパス事業は五十年までに暫定二車線で供用が開始されておりました。特に南勢バイパスは松阪―伊勢間三十一キロを結ぶもので、四十五年に事業着手、百四十億円の事業費で五十年に暫定二車線で完了、残事業は今後の交通量と沿線開発に合わせて整備していく方針とのことであります。なお、将来計画としては、鈴鹿、南勢の両バイパス間にさらに中勢バイパスを建設し、交通需要に対応したいとの説明がありました。

一般国道四十二号は津から和歌山に至る延長三百六十九キロの紀伊半島を一周する幹線ルートであり、昭和四十四年に一次改築を完了、沿道地域の産業と観光の資源開発に大きく寄与している道路であります。険しい山岳地形が海岸に迫り、それを縫うようにして続く本道路は、長大トンネルと長大橋が連続しており、特に多雨地帯であることから防災工事に配慮がなされ、また雨量二百五十ミリ以上の場合の通行禁止等徹底した管理が実施されておりました。

二次改築としては、三重県内で尾鷲の四車線拡幅工事、多気路の路肩整備、大泊橋架設及び紀宝バイパス工事、和歌山県内で新熊野大橋の架設と新宮の広角拡幅、勝浦バイパス、田辺バイパス及び有田バイパス等の用地買収が始められており、また白浜、串本周辺では太平洋自転車専用道の建設

が進められておりました。特に紀宝バイパスにつきましては、昨年秋季地元住民より環境公害の問題を理由に工事差し止め請求の訴訟が提起され、現在も係争中とのことであります。紀宝町内の交通量はすでに限界に達しており、早急に地元の理解と協力を取りつけることが必要であると痛感されました。

第三は、河川事業についてであります。宮川水系は伊勢地方にとって「母なる川」と言われており、古くから地元住民の生活と福祉に貢献してきた河川であります。昭和四十九年七月の集中豪雨の際は本川の漏水被害とともに支川勢田川が史上最大の規模ではならんし、伊勢市のほぼ全域にわたり浸水被害をもたらしたのであります。このため建設省は、昭和五十年より宮川水系を一級河川に指定し、直轄により改修計画策定のための調査等に取り組んでおりましたが、特に勢田川改修につきましては、五十一年度に発足する激甚災害対策特別緊急事業第一号として、総事業費百五十五億円をもって河道改修、防潮水門の建設等を推進することでありました。

従来、一般災害が発生しても施設被害がない場合に河川改修のテンポは遅く、連続災害の不安は切実でありましたが、地元では新制度の発足により災害予防行政は大幅に前進するものと大きな期待を寄せておりました。激甚事業を五カ年程度の短期間に完了するよう予算措置を図ること、適價事業に編入して地方財政の圧迫を排除すること等は、この制度を運用していく上での今後の課題であると痛感したのであります。

一級河川新宮川は、わが国最多雨地帯の大峰山脈を水源とし、「木の国」の中央部を貫流して熊野灘に注いでおり、吉野、熊野の地域開発にとって不動の基盤をなす大河川であります。水資源に恵まれた新宮川は、年間流量は約五十三億トンと言われておりますが、現在の利用率はそのわずか二%にすぎない状況であり、下流域の水需要が急速に増大している中で、観光用水との調整を図り、そのもとの新規開発が大きく期待されてお

りました。また、新宮川では近年流水汚濁の長期化現象により、下流の内水、漁業、観光等に影響が出ており問題となっております。

利水状況は、上流では発電取水、下流では新宮市の下水道、製紙工場の用水等でありますが、汚濁原因を究明する新宮川水系汚濁調査委員会が近畿地方建設局に設置されており、現在も調査検討中とのことであります。ダム湖の状況、上流の崩壊地、砂利採取等の実態を精査し、早急に効果的な汚濁防止対策を実施し、清流の名をはせたかつての新宮川を取り戻すことが必要であります。

紀ノ川は、大台ヶ原に源を発し、紀伊半島の中央部を貫流して紀伊水道に注いでおり、年間流量十七億トンに達する豊富な水資源は流域開発のみにとどまらず、阪神に対しても重要な役割りを果たすものと期待されておりました。上流では大滝ダムの建設を初め、紀ノ川、十津川総合開発事業が進められておりましたが、これらの施策をもつても将来の水需要にはなお不足するものと予想されており、紀ノ川の抜本的な開発体制の整備が必要と考えるのであります。

紀ノ川の河川改修は中流部の築堤護岸を重点的に実施しているとのことであります。下流部では河川敷内への投棄物の除去、不法占拠集落の撤去等が継続されており、治水効果を確保するためにも事業の促進が痛感されました。また、紀ノ川の派川和歌川は、和歌山市内においてヘドロの堆積等が著しいとのことで、県事業として河川環境整備と河川高潮対策が合併工事として実施されており、これらの事業の早期完成とともに和歌山市内の下水道整備事業の促進が強く期待されておりました。

その他、特に説明を受けました事項として、三重県北勢地方の地盤沈下の問題があり、木曾三川周辺部では年間二十センチの沈下を記録しているとのことであります。すでに河川の直轄区間では緊急対策事業が進められており、また県段階での地下水の揚水規制が制度化されており、代

替用水の供給体制の整備等について、国の責任における制度の確立が不可欠であると痛感したのであります。

第四は、レクリエーション都市についてであります。

熊野灘レクリエーション都市は、三重県紀伊長島町を中心に太陽と緑と水に育まれた健全なレクリエーションの場を建設しようとするもので、昭和四十五年に建設省によってレクリエーション都市構想推進地第一号に指定されたものであります。区域の総面積は約千四百ヘクタール、その内訳は公園区域三百ヘクタール、休泊区域二百ヘクタール、保全区域九百ヘクタールに区分され、開発拠点としては二十五キロに及ぶ海岸線を軸に城か浜地区等数カ所が計画されておりました。

配置される施設は、ボート、ヨットの基地、釣りセンター、海水浴場、リゾートホテル群、学童・青年の合宿施設等々が予定されており、これらの区域整備、施設整備に要する総経費は、公共投資約三十六億円、民間投資約六十四億円、合計百億円余が見込まれておりました。また、開発事業の主体としては紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社設立されており、資本金二億円は、三重県二五%、紀伊長島町一五%、名鉄四〇%、地元漁業組合及び金融機関二〇%の出資比率で構成されており、官民協調の第三セクター方式が採用されておりました。事業の状況は昭和四十六年に公園部分が都市計画決定となり、城か浜地区を中心に用地買収と片上池公園の整備に着手、その後、公園への進入道路と公園園路の工事が進められ、現在も進行中でありました。

一方、この計画に関連して、古里地区においては農林省の自然休養林事業、道瀬地区においては運輸省の海岸環境整備事業が進められており、またレクリエーション都市開発株式会社によって片上池公園にレストハウスが完成し、営業を開始しております。

このような大プロジェクトの具体化はまさに地域開発そのものであり、地元住民の理解と協力を得ることなしにその実現は不可能であります。今後事業計画を進めていくに当たっては、地元の開発計画との調整を図りつつ、地元住民の意思を十分に取り入れるとともに、事業実施に要する経費につきましても地元負担を極力軽減するよう特段の措置を講ずることが必要であります。第三セクターも設立されており、国、自治体と並行して民間投資も進められるわけですが、公共施設の先行整備に万全を期することが、健全なレクリエーション都市を建設する上で、また真の地域開発を実現する上で不可欠の前提だと思っております。

以上が調査事項の概要であります。最後に開発行政と自然保護の関係について触れておきたいと思っております。

すでに述べましたとおり、紀伊半島は随所において風光明媚な自然環境に恵まれており、それだけに中京圏、阪神圏にとつて貴重な存在であり、大消費地に直結した開発の荒波が絶えず押し寄せているのが実情であります。従来の開発計画は、ともすると経済優先の枠内で組み立てられ、開発の名のもとに自然破壊が繰り返されてきました。が、今後は自然保護を自己を大きく位置づけることが必要であり、この姿勢こそ開発行政を進める上での基本だと思っております。

三重県、和歌山県は、ともに現行の土地利用基本計画を見直し、国土利用計画法に基づく新計画の策定作業が進められているとのことであり、紀伊半島における開発の意義と住民要請を十分に踏まえ、豊かな地域開発の方向が確立されるよう願うものであります。

この扱いについてであります。毎年恒例のごとくここで報告をされるわけであり、立法府がここで現地視察をして、それぞれの陳情を受けてまいるわけであり、それに対して、国政審議の場に皆さんの意見を生かしたいものは生かしたい、こういう答弁をおのおのがしてきておられるわけであり、ところが、果たして行政府でこれをどう処理したのかということが皆目わからぬわけであり、一年一回の慰安旅行だ、まあ、あらぬぬれぬぬもそこから出てまいると思っております。これは非常に政治の信頼にとつて私は重要なことだと思っております。でありますから、特に私どもも報告の際に、こういうことを希望する、またこういうことを促進すべきだ、またこういうことが至当だと、こういう意見を強くこし報告するに言っておるはずであります。でありますから、ただここで報告して、どこでどう処理されたかわからぬということではなく、恐らく各議員は、特に建設委員会の場合、非常にきつい日程で、もうすみずみまできつい日程を覚悟で行っておるわけですね。そうして住民の要望なり県当局の要望を聞いてまいるわけであり、これがどうなったかということを確認する必要があると思っております。でありますから、ちやうど官房長が来ておりますから、たとえ制度的なものはずいぶんないものもあるでしょう。しかし、ミクロ的にこうしなければならぬと、こうすべきだというものについては、次の年度の大臣所信表明の際にあわせて、この委員会で指摘された問題点はこうなりましたと、こうやって、いま目下やっておりますというところの報告は当然行政府の責任で立法府に答える義務がある。これを私はこの委員会の、特に実施官庁でありますから、ただ聞いただけじゃいかぬわけであり、また、他の官庁と違いますが、ここは、実施官庁で、そうしてわれわれ委員が行って、地方自治体、住民からいろいろの要望を聞いて、そうしてそれを実現させますという約束をしてきたものもあるのです。でありますから、それを行政がどう処理したのかということ、議事録を詳細に調べて、次の年度の大臣所信表明までにこの委員会に明らかにされることを恒例化したいと思っております。この点を委員の皆さんも恐らく異存はないと思っております。委員長からお諮りください。そうして政府の答弁を求めます。

○委員長(中村波男) ただいま沢田委員の御発言については、各委員の皆様も反対はないと思っておりますが、「異議なし」と呼ぶ者ありましたが、官房長からいまの発言に対して所信の表明を承りたいと思っております。

○政府委員(高橋弘篤) 先生方には国土建設行政の全般につきまして、現地におきまして詳細に御調査くださりまして、ただいま貴重な御報告がございました。

御報告の内容につきましては、後刻十分検討いたしました。御要望のございました点につきまして、できる限り実施に移してまいりますよう努力いたしてまいります。また、実施経過につきましては、いずれ適当な機会に御報告を申し上げます。

○委員長(中村波男) 以上で派遣委員の報告は終わりました。本日はこれにて散会いたします。午前十一時五十分散会

〔参照〕 (鹿児島県当局等からの要望事項) 一、九州縦貫自動車道の建設促進 一、東九州縦貫自動車道の建設促進(国土開発幹線自動車道建設法の予定路線に指定の法制化) 一、大隅縦貫自動車道の早期着工 一、道路整備に關し、直轄事業の促進および国県道の整備促進、街路事業の促進 一、川内川等河川改修事業の促進 一、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業の促進

一、公営住宅等建設事業費の適正化とがけ地近接危険住宅移転事業の推進

一、下水道整備の促進

一、徳之島空港のジェット化早期完工方について

一、徳之島循環線のうち主要地方道未指定箇所の早期指定と改良について

一、亀徳港の拡張早期実現方について

一、鹿浦港整備促進方について

一、平土野港の整備促進方について

一、山漁港、松浦漁港の整備促進方について

一、亀徳埋立地の街路事業について

一、亀徳川の改修工事について

一、豪雨災害の早期復旧方について

一、住宅金融公庫の融資枠の拡大について

二月六日日本委員会に左の案件を付託された。

一、地代家賃統制令に関する請願(第六三三号)

(第六四号)

第六三三号 昭和五十一年一月二十八日受理

地代家賃統制令に関する請願

請願者 兵庫県芦屋市三条町一〇〇大阪貨

地賃家協会内 山沢秀夫

紹介議員 小川 半次君

非民主的・非人道的で憲法にも違反する法律である地代家賃統制令を即時撤廃されたい。

理由

戦後三十年を経過した現在、諸物価高騰の経済情勢下に、なお地代家賃統制令を維持せしめることは、自由民主国家を標榜する我が国において最も非民主的差別行政であり、断じて許されるべきではない。また、全国的住宅問題の一日も早い解決のためにかえつてマイナスとなつてゐる。

第六四号 昭和五十一年一月二十八日受理

地代家賃統制令に関する請願

請願者 京都市左京区南禅寺草川町四一京

都貨地賃家協会内 三原幸三

紹介議員 林田悠紀夫君
この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

二月七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、公営住宅法の一部を改正する法律案(二宮文造君外一名発議)

公営住宅法の一部を改正する法律案

公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)

の一部を次のように改正する。

目次中「第三章の二 公営住宅建替事業(第二

十三條の三―第二十三條の十)」を「第三章の二

公営住宅建替事業等(第二十三條の三―第二十

三條の十五)」に改める。

第七條第一項中「二分の一」を「三分の一」

に、「三分の二」を「四分の三」に改め、同條第

二項中「二分の一以内」を「三分の二」に、「補

助することができる」を「補助しなければならな

い」に改め、同條第四項の次に次の二項を加え

る。

5 第三項に規定する標準工事費は、老人、身体

障害者その他特別な構造又は設備を有する住宅

を必要とする者として政令で定める者のための

公営住宅については、当該必要とする特別な構

造又は設備に応じて定められなければならない。

6 前項に規定する公営住宅で、標準工事費を定

めることが著しく困難なものについては、第三

項の規定は適用しない。

第七條の次に次の二條を加える。

(関連公共施設等の整備事業に対する国の補助)

第七條の二 国は、公営住宅の建設を促進するた

め必要があると認める場合においては、予算の

範囲内において、政令で定める戸数以上の公營

住宅の集団的な建設に關連して必要となる次の

各号に掲げる事業を実施する当該各号に掲げる

者に対し、当該事業に要する費用の一部を補助

することができる。

一 道路、水道、下水道その他政令で定める公

共施設を整備する事業 当該事業を実施する

地方公共団体

二 学校、保育所、診療所その他政令で定める

公益的施設を整備する事業 当該事業を実施

する地方公共団体

三 鉄道その他政令で定める輸送施設を整備す

る事業 当該事業を実施する者

2 前項に規定するもののほか、同項の補助に關

し必要な事項は、政令で定める。

(調査費に対する国の補助)

第七條の三 国は、事業主体が公営住宅の建設を

するために必要な土地に関する調査を行う場合

においては、予算の範囲内において、当該事業

主体に対し、当該調査に要する費用の一部を補

助することができる。

第八條第一項中「三分の二」を「四分の三」に

改め、同條第二項中「前條第三項及び第四項」を

「第七條第三項から第六項まで」に改め、同條第

三項中「前條」を「第七條」に改め、同條第五項

の次に次の二項を加える。

6 第七條第五項の規定は、第四項に規定する標

準工事費を定める場合に準用する。

7 第七條第五項に規定する公団住宅で、標準工

事費又は標準補修費を定めることが著しく困難

なものについては、第四項の規定(標準宅地復

旧費に係る部分を除く)は適用しない。

第九條第一項中「前二條」を「第七條又は前二

條」に改める。

「第三章の二 公營住宅建替事業」を「第三章

の二 公營住宅建替事業等」に改める。

第三章の二中第二十三條の次に次の五條を

加える。

(公營住宅改良事業)

第二十三條の十一 事業主体は、次の各号に掲げ

る公營住宅で、公營住宅建替事業の施行が適当

でないものについて、公營住宅改良事業(公營

事業主体が最近五年間に建設した公營住宅(当

該事業主体が最近五年間に建設した公營住宅が

ない場合には、当該事業主体の周辺に存する事

業主体で建設省令で定める要件に該当するもの

が最近五年間に建設した公營住宅)で現に存す

るもの居住室の床面積の合計を当該公營住宅

に入居している者の総数で除して得た面積を基

準として事業主体が定める床面積をいう。以下

この条において同じ。)にするために増築若し

くは改築する事業又は浴室を付設する事業をい

う。以下同じ。)を施行するように努めなけれ

ばならない。

一 居住室の床面積の合計を入居している者の

数で除して得た面積が増築基準床面積に比べ

著しく狭小な公營住宅

二 浴室を有しない公營住宅

(改良計画)

第二十三條の十二 事業主体の長は、公營住宅改

良事業を施行しようとするときは、あらかじめ

め、公營住宅改良事業に関する計画(以下「改

良計画」という。)を作成して、建設大臣の承

認を得なければならない。

2 改良計画においては、次の各号に掲げる事項

を定めなければならない。

一 公營住宅改良事業により増築又は改築すべ

き公營住宅の戸数及び増築又は改築すべき部

分の床面積

二 公營住宅改良事業により浴室を付設すべき

公營住宅の戸数及び浴室の床面積

三 その他建設省令で定める事項

3 事業主体の長は、改良計画を作成しようとし

るときは、あらかじめ、当該改良計画に係る公

營住宅の入居者の同意を得なければならない。

4 第一項の規定により、市町村長が建設大臣の

承認を求めるときは、都道府県知事を経由して

しなければならない。

5 事業主体の長は、第一項の規定による建設大

臣の承認を得たときは、建設省令で定めるところ

者(その承認があつた日における入居者に限る。)に対して、その旨を通知しなければならぬ。

6 前各項の規定は、改良計画の変更(建設省令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。この場合において、当該変更に係る前項の規定による通知は、当該変更により新たに公営住宅改良事業を施行すべき公営住宅となつたものの入居者及び当該事業を施行すべき公営住宅でなくなつたものの入居者にすれば足りる。

(仮住居の提供)
第二十三条の十三 事業主体は、公営住宅改良事業の施行に伴い入居者が住居を移転する必要があると認めるときは、その者に対して、仮住居を提供することができる。

(移転料の支払)
第二十三条の十四 事業主体は、公営住宅改良事業の施行に伴い入居者が住居を移転する必要があると認めるときは、その者に対して、建設省令で定めるところにより、通常必要な移転料を支払うことができる。

(公営住宅改良事業に対する国の補助)
第二十三条の十五 国は、事業主体が第二十三条の十二に規定する改良計画に基づいて公営住宅改良事業を施行する場合には、予算の範囲内において、当該事業主体に対し、当該改良事業の工事費について、第七条第一項に規定する補助率の区分に従い、補助しなければならぬ。

2 第七条第三項から第六項までの規定は、前項の規定による国の補助金額の算定について準用する。

第三十条第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第二十三条の十二第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による改良計画の承認

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正後の公営住宅法第七条及び第八条の規定は、昭和五十年年度分の予算に係る国の補助金(昭和四十九年度以前の年度分の国庫債務負担行為に基づき昭和五十年年度以後に支出すべきものとされた国の補助金を除く。)から適用し、昭和四十九年度以前の年度分の国庫債務負担行為に基づき昭和五十年年度以後に支出すべきものとされた国の補助金及び昭和四十九年度以前の年度分の予算に係る国の補助金で昭和五十年年度以後に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)
3 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「四分の三」を「五分の四」に改め、同條第二項中「第七條第三項及び第四項」を「第七條第三項から第六項まで」に改める。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
4 前項の規定による改正後の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十二條の規定は、この法律の施行の日以後に同法第二條第二項の規定により同法第二十二條第一項に規定する措置が指定された災害につき適用する。

5 沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表中公営住宅の項を削る。

この法律の施行に要する経費は、平年度においてこの法律の施行に要する経費は、平年度において

て約一千億円の見込みである。

二月十三日日本委員会に左の案件を付託された。

第一一〇号 昭和五十一年一月三十日受理
公営住宅に関する請願(第二一〇号)
請願者 大阪府高槻市天川町二四ノ一九 萩田武外二千五百一名
紹介議員 中村 波男君

一、安くて住みよい公共住宅の大量建設を中心とした住宅政策をとり、住宅問題の抜本的解決を図るために、次の施策を講ずること。

1 第三期住宅建設五箇年計画を公的賃貸住宅大量建設中心に行うこと。
2 良質の住宅ストックを増やすために住宅・環境のシビル・ミニマムを制度化すること。
3 強力な土地政策を行い、土地の高騰を抑制し、公共住宅用地を取得しやすくすること。

二、公営・公団住宅などの大幅家賃引上げを目的とした応能家賃ではなく、民間住宅の高家賃を抑制する政策をとること。

三、公営住宅法を改正し、割増賃料制度、不均衡是正による家賃値上げ制度、強制明渡し制度を廃止すること。

理由
第三期住宅建設五箇年計画が昭和五十一年度からスタートするが、政府の住宅政策をみると、昭和五十年年度予算案にもみられるように、政策金融を中心とした持家中心の住宅政策が相変わらずとられようとしている。これでは、住宅問題の解決は至難である。現在の異常なインフレと物価上昇の中で、毎日生活に苦しむ国民の大多数は、政府に思いきつた住宅政策を期待している。

二月二十日日本委員会に左の案件を付託された。

一、公営住宅に関する請願(第二一〇八号)(第二

三七号)(第二三八号)
一、日立市桜川町二丁目、三丁目地内国道六号線側溝の排水改善、改修に関する請願(第二二一〇号)

第二〇八号 昭和五十一年二月六日受理
公営住宅に関する請願
請願者 東京都小平市小川西町二、三二七 岡崎健外千二百九十一名
紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第二三七号 昭和五十一年二月十日受理
公営住宅に関する請願(第二二七号)
請願者 東京都小平市中島町一八ノ八六 五十嵐元三郎外千三百四十三名
紹介議員 沢田 政治君
この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第二三八号 昭和五十一年二月十日受理
公営住宅に関する請願
請願者 大阪府高槻市天川町一四ノ一〇 野田小春外千三百三十六名
紹介議員 三治 重信君
この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第二二一〇号 昭和五十一年二月九日受理
日立市桜川町二丁目、三丁目地内国道六号線側溝の排水改善、改修に関する請願
請願者 茨城県日立市桜川町三ノ二ノ一五 鯉沼功外三十五名
紹介議員 多田 省吾君
日立市桜川町二丁目、三丁目地内国道六号線側溝の改修並びに周辺排水溝の整備を速やかに実施されたい。

理由
当桜川町二丁目、三丁目地内東側を、国道六号線が通っているが、その側溝の排水状態が悪く、降雨時に大雨の時は国道の傾斜等も影響して、たち

まち水があふれ、十字路周辺はもろろんのこと、桜川町側排水溝の側面の商店並びに民家は、その都度浸水の被害を受けている。更にいつ水の時は一時道路交通も不能となり、人、自動車等危険な時もあるほどである。昭和四十三年夏には、大雨のいつ水、浸入により幼児一名が排水溝に落ち死亡している。従来、いつ水、浸水時には消防署や市役所等にも連絡し、緊急処置されてきたが、根本的な解決策はとられていない。私たち被害者はこれが対策について日立市当局を通し再三にわたり善処方を要望しているが、国道の故もあつてか全然進展を見えていない。私たちは長い間、大雨の都度不安におのき、浸水の被害を受け、経済的にも精神的にも、また衛生上も大きな影響を受けている。

二月二十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一部を改正する法律案

都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一部を改正する法律案

都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一部を改正する法律案

第一条 都市公園等整備緊急措置法(昭和四十七年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号を削り、同項第三号中「都市計画施設」の下に「都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第六項に規定する都市計画施設をいう。」を加え、同号を同項第二号とする。

第三条第一項中「昭和四十七年度を「昭和五十一年度」に改める。
(都市公園法の一部改正)

第二条 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三条」第十八条を「第二条の二」第十八条の二に、「第二十四条」を「第二十四条の二」に、「第二十七条」を「第二十七条」に改める。

第二条第一項を次のように改める。
この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

一 都市計画施設(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第六項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。)である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第二項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地

二 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの
イ 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地(ロに該当するものを除く。)

ロ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地

第二章中第二条の次に次の二条を加える。
(都市公園の設置)

第二条の二 都市公園は、次条の規定によりその管理をすることとなる者が、当該都市公園の供用を開始するに当たり政令で定める事項を公告することにより設置されるものとする。

(都市公園の管理)

第二条の三 都市公園の管理は、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が、国の設置に係る都市公園にあつては建設大臣が行う。

第三条に次の一項を加える

2 国が設置する都市公園(第二条第一項第二号ロに該当するものを除く。)については、政令で定める都市公園の配置、規模、位置及び区域の選定並びに整備に関する技術的基準に適合するように行うものとする。

第五条第二項中「都市公園を設置する地方公共団体(以下「公園管理者」という。)は、当該都市公園を「第二条の三の規定により都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。))は、その管理に係る都市公園」に改め、同条第二項中「条例」を「地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては条例で、国の設置に係る都市公園にあつては建設省令」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(兼用工作物の管理)

第五条の二 都市公園と河川、道路、下水道その他の施設又は工作物(以下これらを「他の工作物」という。)とが相互に効用を兼ねる場合においては、当該都市公園の公園管理者及び他の工作物の管理者は、当該都市公園及び他の工作物の管理については、第二条の三の規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。ただし、他の工作物の管理者が私人である場合においては、都市公園については、都市公園に関する工事及び維持以外の管理を行わせることができない。

2 前項の規定により協議が成立した場合においては、当該都市公園の公園管理者は、成立した協議の内容を公示しなければならない。
(公園管理者の権限の代行)

第五条の三 前条第一項の規定による協議に基づき他の工作物の管理者が都市公園を管理する場においては、当該他の工作物の管理者は、政令で定めるところにより、当該都市公園の公園管理者に代わつてその権限を行うものとする。

第六条第二項中「条例」を「地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては条例で、国の設置に係る都市公園にあつては建設省令」に改め、同条第三項ただし書中「条例」を「地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては条例で、国の設置に係る都市公園にあつては建設省令」に改める。

第十条の次に次の二条を加える。
(国の設置に係る都市公園における行為の禁止等)

第十条の二 国の設置に係る都市公園においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

一 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
二 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

三 土石、竹木等の物件を堆積すること。
四 前三号に掲げるもののほか、公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの。

第十条の三 国の設置に係る都市公園において次の各号に掲げる行為をしようとするときは、建設省令で定めるところにより、公園管理者の許可を受けなければならない。

一 物品を販売し、又は頒布すること。
二 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
三 前二号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの。

2 第八条の規定は、前項の規定による許可について準用する。
第十二条の次に次の五条を加える。
(都市公園の設置及び管理に要する費用の負担原則)

第十二条の二 都市公園の設置及び管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の定めがある場合を除き、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体の、国の設置に係る都市公園にあつては国の

負担とする。

(国の設置に係る都市公園の設置及び管理に要する費用についての関係都道府県及び市町村の負担)

第十二条の三 国の設置に係る都市公園で第二十条第一項第二号イに該当するものの設置及び管理に要する費用については、当該都市公園の存する都道府県が、政令で定めるところにより、その一部を負担する。

2 前項の場合において、当該都市公園の設置及び管理により他の都道府県も著しく利益を受けるときは、建設大臣は、その受益の限度において、同項の規定により都道府県が負担すべき負担金の一部を著しく利益を受ける他の都道府県に分担させることができる。

3 前項の規定により建設大臣が著しく利益を受ける他の都道府県に負担金の一部を分担させようとする場合においては、建設大臣は、関係都道府県の意見を聴かなければならない。

第十二条の四 前条の規定により都道府県の負担する費用のうち、その設置及び管理で当該都道府県の区域内の市町村を利用するものについては、当該設置及び管理による受益の限度において、当該市町村に対し、その設置及び管理に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聴いた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

(負担金の納付)

第十二条の五 国の設置に係る都市公園で第二十条第一項第二号イに該当するものの設置及び管理に要する費用のうち、第十二条の三第一項又は第二項の規定により都道府県が負担すべき費用は、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければならない。

2 前条第一項の規定により市町村が負担すべ

き費用は、政令で定めるところにより、都道府県に納付しなければならない。

(兼用工作物の管理に要する費用の負担)

第十二条の六 都市公園と他の工作物とが相互に効用を兼ねる場合においては、当該都市公園の管理に要する費用の負担については、公園管理者と当該他の工作物の管理者とが協議して定めるものとする。

第十八条の見出し中「条例」の下に「又は政令」を加え、同条中「基く」を「基づく」に、「公園管理者である地方公共団体の条例」を「地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体の条例で、国の設置に係る都市公園にあつては政令」に改める。

第二十三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「地方公共団体が都市公園」を「前二項の規定により都市公園」に、「を決定し、その旨を公告した」を「が決定され、その旨が公告された」に、「地方公共団体」を「当該都市公園を設置しようとする地方公共団体又は国」に、「第四条から第十四条まで」を「第二条の三、第四条、第五条、第六条から第十二条まで、第十三条、第十四条」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

地方公共団体は、必要があると認めるときは、都市公園を設置すべき区域を定めることができる。

2 建設大臣は、都市公園を新設しようとするときは、都市公園を設置すべき区域を定めなければならない。

第二十三条に次の一項を加える。

5 建設大臣は、第二項の規定により第二十条第一項第二号イの都市公園を設置すべき区域を決定しようとするときは、あらかじめ、当該都市公園が存することとなる都道府県と協議しなければならない。

第二十四条第一項中「公園管理者（前条）」を「地方公共団体である公園管理者（前条第一項）」

に、「前条第一項」を「前条第三項」に改め、同項に次の一号を加える。

五 第十条の三第一項の規定に相当する条例の規定による許可を与え、又は与えないこと。

第二十四条に次の二項を加える。

3 第五条の二第一項の規定による協議に基づき他の工作物の管理者が公園管理者に代わつてした第一項各号に掲げる処分又は第十条の三第一項の規定による許可を与え、若しくは与えない処分不服がある者は、建設大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して審査請求をすることができる。この場合において、都道府県、市町村その他の公共団体である他の工作物の管理者がした処分については、当該処分をした他の工作物の管理者である公共団体の長に対して異議申立てをすることもできる。

4 第二項の規定は、前項後段の規定による異議申立てがあつた場合について準用する。

(権限の委任)

第二十四条の二 この法律及びこの法律に基づく政令に規定する建設大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方建設局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 第十一条第一項又は第二項（第二十三条第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による公園管理者（第二十三条第一項又は第二項の規定により都市公園を設置すべき区域を決定した地方公共団体又は建設大臣を含む。第二十八条第二項において同じ。）の命令（第二十八条第二項各号に掲げるものを除く。）に違反した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第二十六条中「五万円」を「十万円」に、「第二十三条第一項」を「第二十三条第三項」に改める。

本則に次の二条を加える。

第二十八条 第十条の二（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して第十条の二各号の一に掲げる行為をした者は、一万円以下の過料に処する。

2 第十一条第一項又は第二項（第二十三条第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による公園管理者の命令で次の各号に掲げるもの一に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

一 第十条の二又は第十条の三第一項（第二十三条第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反している者に対する命令

二 第十条の三第一項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けた者に対する命令

第二十九条 第五条の三の規定により公園管理者に代わつてその権限を行う者は、この章の規定の適用については、公園管理者とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現に地方公共団体が設置している都市公園で、第二条の規定による改正後の都市公園法（以下「新法」という。）第二条の二の政令で定める事項が公告されていないものは、同条の規定にかかわらず、この法律の施行の日において新法の都市公園となるものとする。

3 前項の都市公園の公園管理者は、この法律の施行の日から三月以内に、当該都市公園につい

て新法第二条の二の政令で定める事項を公告し
なければならぬ。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の
適用については、なお従前の例による。

(沖繩振興開発特別措置法の一部改正)

5 沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律
第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表(第五条関係)」に
改め、同表都市公園の項中「第二条第一項」を
「第二条第一項第一号」に改め、「公園施設」の
下に「(同条第一項第一号に規定する都市公園
に設けるものに限る。)」を加える。

6 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十
七年法律第六十六号)の一部を次のように改正
する。

第四条第一項第二号ロ中「第一項」の下に
「又は第二項」を加える。

(宅地開発公団法の一部改正)

7 宅地開発公団法(昭和五十年法律第四十五
号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第二号中「都市公園」の下
に「(同法第二条第一項第一号に該当するもの
に限る。)」を加える。

(建設省設置法の一部改正)

8 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三
号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一号の二中「外」を「ほか」に、
「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」
に改める。

二月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案
件を付託された。

一、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨
時措置法の一部を改正する法律案

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措
置法の一部を改正する法律案

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨
時措置法の一部を改正する法律
農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措
置法(昭和四十六年法律第三十二号)の一部を次
のように改正する。

附則第二項中「昭和五十一年三月三十一日」を
「昭和五十四年三月三十一日」に、「行なわれて」
を「行われて」に、「昭和五十三年三月三十一日」
を「昭和五十六年三月三十一日」に改める。

附則

この法律は、昭和五十一年四月一日から施行す
る。

第七十六回国会建設委員会会議録第三号中正誤

ベシ	段	行	誤	正
一	一	から	終わり	春田 正一君
二	二	建設者	建設省	春日 正一君
七	一	二	わからぬ	わからぬ
八	二	六	五	わからぬ
二	一	九	いるがけ	いるわけ
三	三	二	進歩	進歩
三	三	六	六	進歩
三	三	七	進歩	進歩
三	三	八	喜ばれつ	喜ばれて
三	三	四	整理業	整理事業
三	二	終わり	認ろう	図ろう
三	二	終わり	認ろう	図ろう
六	六	これにより	これにより	これより

昭和五十一年三月十六日印刷

昭和五十一年三月十七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局